

第7条（人材紹介料の返還）

1. 受託者の紹介した候補者が委託者に入社後、当該候補者の責に帰すべき事由により退職若しくは解雇に至った場合、受託者は委託者に対し、以下の各号に定めるとおり人材紹介料を返還する。

(1) 入社後 1 か月以内	：	人材紹介料の 80%相当額
(2) 入社後 1 か月超～3 か月以内	：	人材紹介料の 50%相当額
(3) 入社後 3 か月超～6 か月以内	：	人材紹介料の 20%相当額
2. 受託者は、前項により返還すべき人材紹介料を、当該候補者の退職又は解雇日の属する月の翌月末日までに、委託者の指定する金融機関口座へ振込送金する方法により支払う。なお、振込手数料は受託者の負担とする。